

警戒レベルの種類は？

警戒レベル1 災害への心構えを高める

気象庁から警戒レベル1「早期注意情報」が発表された場合には、最新の防災気象情報などに留意するなど災害への心構えを高めてください。



警戒レベル2 ハザードマップなどで避難行動を確認

気象庁から警戒レベル2「大雨注意報」や「洪水注意報」が発表され、災害発生に対する注意が高まってきた段階です。避難に備え、自らの避難行動を確認しておきましょう。

警戒レベル3 高齢者や要介護者等が避難

市町村から警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始情報」が発令された段階です。避難に時間がかかる高齢の方や障がいのある方、避難を支援する方などで危険な場所にいる方は安全な場所へ避難しましょう。

また、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いにお住まいの方も、準備が整い次第この段階で避難することが強く望まれますが、それ以外の方もいつでも避難できるように準備をしましょう。

警戒レベル4 対象地域住民の全員避難

市町村から警戒レベル4「避難勧告」や「避難指示（緊急）」が発令された段階です。

対象地域で危険な場所にいる方は全員速やかに避難してください。

警戒レベル4は、災害が発生する恐れが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内より安全な部屋への移動等の緊急避難を行ってください。

警戒レベル5 “命を守るための最善の行動”

市町村から警戒レベル5「災害発生情報」が発令された段階です。

すでに災害が発生している状況のため、命を守る最善の行動をとってください。

見極めどころ

警戒レベル5になってからでは、安全な避難が難しい場合があります。

地域の皆さんで声を掛け合って、空振りを恐れずにレベル3、レベル4の段階で安全・確実に避難を終えましょう。

出典・加工

内閣府首相官邸ホームページ「避難はいつ、どこに？」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/hinan.html>)

避難はいつ？どこに？

災害に備え、命を守る行動を

避難情報はどのように伝えられるの？

避難情報が発令された場合には、テレビやラジオ、インターネットなどのほか、防災行政無線や広報車などで伝達されます。

例えば、警戒レベル4の避難勧告を発令する場合、次のような内容で避難行動を呼びかけます。

- ・こちらは、石川町です。○○地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- ・○○川が氾濫する恐れのある水位に到達しました。
- ・○○地区で危険な場所にいる方は、速やかに全員避難を開始してください。
- ・避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所か、屋内の高い所に避難してください。

警戒レベル3、4が発令された場合、その地域にいる方は、周囲に声を掛け合って、安全・確実に避難してください。

なお、警戒レベルは、必ずしも1から5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。市町村から避難情報が発令されていない場合でも、防災気象情報を参考にしながら、適切な避難行動をとりましょう。

いざというとき、安全に避難行動ができるようにするために、普段から自分が住む地域にはどのような災害のリスクがあるか、災害が発生したときの避難場所はどこか、安全な避難経路はどこかなどを、ハザードマップで確認しておきましょう。

どの警戒レベルでどう行動すればいいの？

「警戒レベル3」で危険な場所から高齢者等は避難、「警戒レベル4」で危険な場所から全員避難を。

警戒レベルは、災害発生の危険度が高くなるほど数字が大きくなります。警戒レベルが発表されたとき、それぞれの段階で住民の方々はどのような行動をとればいいのでしょうか。

最大のポイントは、「警戒レベル3」が発令されたら、高齢の方や障がいのある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は危険な場所から避難し、それ以外の方は避難の準備をすること。そして「警戒レベル4」が発令されたら、対象となる地域住民の方々は危険な場所から全員避難することです。

避難するときは何を準備すればいいの？

内閣府首相官邸ホームページの『災害の「備え」チェックリスト』をご覧いただき、準備しておきましょう。服装は雨よけの上着、夏場であっても長袖シャツで避難しましょう。

集会所、体育館等の避難所は最低限度の環境ですので、毛布やタオルケットなどを持参し、各自の避難環境を工夫しましょう。

出典・加工

内閣府首相官邸ホームページ「避難はいつ、どこに？」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/hinan.html>)



令和2年産米を生産する農家の皆様へ

モニタリング検査の結果が判明するまでは 出荷・販売の自粛をお願いします

福島県では、令和2年産米より、避難指示等のあった12市町村を除く市町村では「全量全袋検査」から「モニタリング検査」に移行しますので、生産者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 令和2年産米の検査は、旧市町村ごとに3点のモニタリングを実施します。
- モニタリングの結果が判明するまでは、令和2年産米の無償譲渡を含む出荷・販売の自粛をお願いします。
- 検査の結果、玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されなかった場合は、旧市町村ごとに出荷・販売の自粛を解除します。
- 解除になったかどうかは、福島県のホームページで確認することができます。
- 県産米の安全確保のため、農家の皆様には引き続き、収穫・乾燥・調製時の異物混入による二次的な汚染防止などの取り組みにご協力をお願いします。

※令和元年産米については検査が必要となりますので、未検査のものがあれば令和2年8月18日（火）までに町役場農政課農政係までご連絡願います。

消費者・流通業者の皆様へ

福島県では、県内で生産されるすべての米を対象に全量全袋検査を実施し、安全性を確認してきました。放射性物質の吸収を抑制するカリウムの追加施用などを徹底した結果、平成27年以降、通算5年間で基準値超過がないことから、避難指示等のあった12市町村を除き全量全袋検査からモニタリング検査に移行します。

モニタリング検査は、国が定めたガイドラインに基づいて旧市町村単位で3点実施し、基準値超過がないことが確認されてから出荷・販売されます。

モニタリング検査が行われる地域の紙袋には、野菜や果物と同様に検査済ラベルの貼付はありませんが、基準値を超過していないことが確認されたものでござんす。

お譲りします

これまで全量全袋検査に使用してきた検査機器の付属品が不要となることから、下記によりお譲りします。

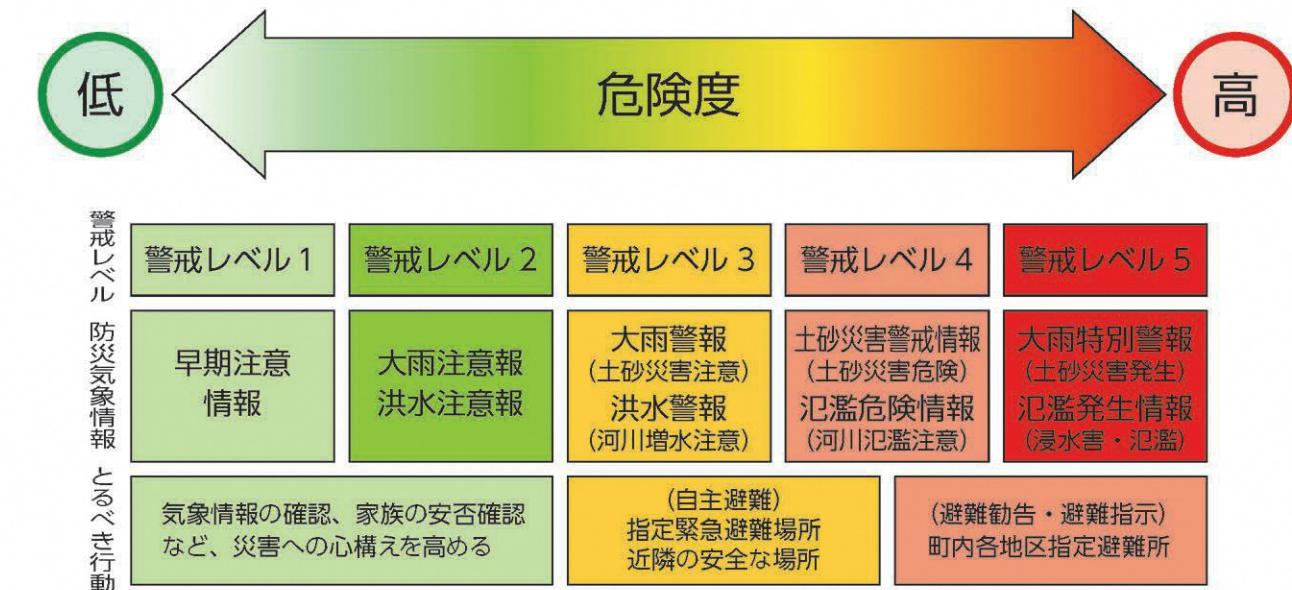
- 譲渡する機器
 - ・らくらくハンド（※コンプレッサがなければ使用できません） 6台
 - ・コンプレッサ 3台

- 譲渡が可能な農業者等
 - 3戸以上で組織する町内の農業者団体（ライスセンターなど）または町内の集荷業者
 - ※譲渡後に発生する費用（メンテナンス費用、保管費用等）は農業者団体の負担となります。また、機器の移動は各自で対応願います。

- 申し込み方法・申込先
 - 譲渡を希望される場合は、町役場農政課農政係に準備してある譲渡申請書を令和2年8月18日（火）までに提出願います。なお、応募多数の場合は抽選で決定します。

- その他
 - 国との協議次第では、譲渡できない場合もありますのでご了承願います。

お問い合わせ先 農政課 農政係 ☎26-9126



どこに避難したらいいの？

発生する災害に対して、自宅からの避難が必要な場合には、町指定の「指定緊急避難場所」への避難や、安全な場所にある親戚・知人宅への避難が考えられます。あらかじめ相談しておきましょう。

ただし、すでに周辺で災害が発生している場合など、避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行います。

また、感染症予防から、避難所の密集、密接を避けた車中避難も避難行動の一つになります。

- 指定緊急避難場所：地区的集会所、広場、公園、小中学校グラウンドなど
- 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物など
- 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

災害時における町内各地区的指定避難所

・石川地区	①モトガッコ	☎26-2566 (福祉避難所併設)
	②総合体育館	☎26-8038 (福祉避難所併設)
	③石川町武道館	☎26-1461
	④県立石川高校体育館	☎26-1656
・沢田地区	沢田自治センター	☎26-0696
・山橋地区	山橋自治センター	☎26-1065
・中谷地区	中谷自治センター	☎26-1457
・母畠地区	母畠自治センター	☎26-1593
・野木沢地区	野木沢自治センター	☎26-4939

※状況に応じて他にも避難所を開設します。

出典・加工

内閣府首相官邸ホームページ「避難はいつ、どこに？」

(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/hinan.html>)



○防災に関するお問い合わせ先

総務課 防災対策室

☎26-9127